

社会福祉法人扶葉福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人扶葉福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬などの支給)

第2条 非常勤役員等については、実費弁償的な金額の範囲で、日当及び交通費を支給することとし、報酬、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 日当については、支給しない。
- (2) 交通費については、会議の出席、法人及び施設業務のための出勤1回につき、利用交通機関にかかわらず、1回につき、10000円を支給する。

(当法人職員給与と併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議業務のために出席した都度、支給する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることができる。

附則

この規定は、平成29年4月1日より施行する。